

今後のコンプライアンス推進の取組

David Brinkley and his wife

コンプライアンス推進員会議の開催

1 目的

各所属における研修や啓発活動などの取組の牽引役となるコンプライアンス推進員に、今後、必要とされる取組の説明と活用できる資料を提供し、コンプライアンス推進を組織的に実践できる態勢づくりを進める。

2 開催日時・場所・参加者

(1) 県教育委員会事務局及び教育機関コンプライアンス推進員会議

- ・開催日時 平成21年6月10日（水）午前11時から午前11時50分まで
- ・場 所 県庁7階707会議室
- ・参 加 者 事務局・教育機関コンプライアンス推進員

(2) 県立学校コンプライアンス推進員会議

- ・開催日時 平成21年6月12日（金）午後3時から午後4時30分まで
- ・場 所 徳島県立総合教育センター 研修室3
- ・参 加 者 県立学校コンプライアンス推進員

(3) 市町村立小・中・高等学校コンプライアンス推進員会議

- ・開催日時 平成21年6月15日（月）午後3時40分から午後4時30分まで
- ・場 所 徳島県立総合教育センター ホール
- ・参 加 者 市町村立小・中・高等学校コンプライアンス推進員

3 会議の内容

(1) 『コンプライアンスハンドブック』について

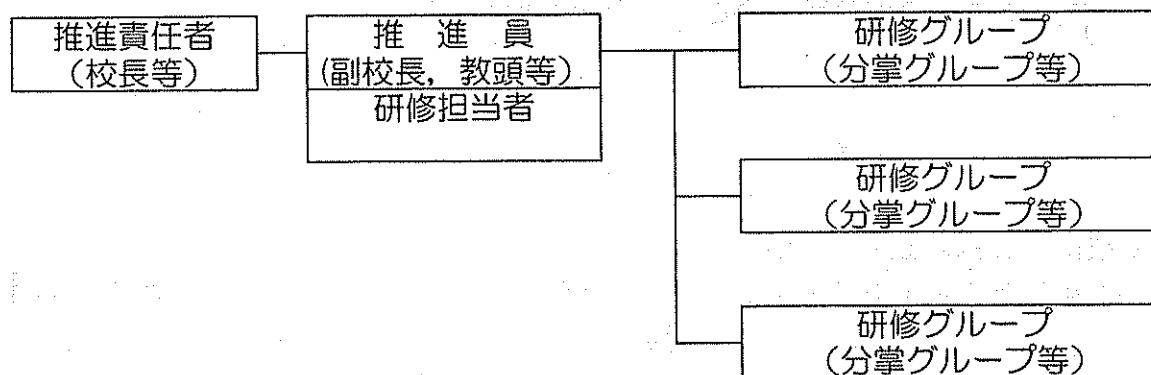
(2) 各所属のコンプライアンス推進の取組について

各所属のコンプライアンス推進の取組

1 各所属の推進体制の整備

推進員や研修担当者を牽引役として、目標や具体的な活動計画をもとに、組織的かつ継続的な取組が行える体制を整備する。

活動の実施にあたっては、各所属の実状等に配慮しつつ、目標が達成できるように内容を考えるとともに、全体研修やグループ研修を組み合わせて、効果的に実施できるようにする。



2 活動内容

各所属で活動目標や重点取組事項を設定し、コンプライアンス意識の醸成を図るための研修等によって目標の達成につながる活動内容とする。

（1）活動の種類

①の基本研修については、毎年実施することにより、所属教職員が反復して研修できるようにする。

②から⑥については、重点取組事項、実施時期、実施形態等を考慮して活動の種類を選択し、教職員一人ひとりの行動に関することや業務遂行上の問題等に関してコンプライアンスの観点から見直す機会となるよう工夫する。

① 基本研修

- 法令、規則、職場のルール等の遵守に関する研修
- 教職員として求められる倫理に関する研修

② 事例研修

- 不祥事の事例研究により、発生原因等を検証し防止策を検討する研修

③ リスク点検研修

- 日常業務や事業実施等に関するコンプライアンスリスクの点検を行い、情報共有と不祥事防止対策を検討する研修

④ 地域体験研修

- 地域で行われる法令遵守に関する広報活動（交通安全運動等）に、職場単位で参加し意識向上する研修

⑤ 啓発活動

- 所属教職員を対象に、ポスターの掲示等により意識の向上を図る活動

⑥ その他

- 各所属によって独自に考案した内容による研修

(2) 活動の実施形態

- ① 全体研修
 - 所属教職員全員で実施する研修
- ② グループ研修
 - 分掌グループ等の単位で実施する研修
- ③ グループリーダー研修
 - 中堅のリーダーをメンバーとする運営委員会等における研修
 - グループ研修を行うための事前研修
- ④ その他
 - 各所属によって独自に考案した実施形態による研修

3 活動計画

(1) 活動計画の作成

研修・啓発活動の具体的な目標や重点取組事項を設定した上で、年間計画を作成し、活動を計画的に実施する。
計画書及び報告書は、各所属からコンプライアンス推進室へ提出する。

(2) 繼続的な改善・見直し

PDCAサイクルを活用し、活動内容の評価を行うことにより、各所属ごとの研修の充実が図れるよう継続的な改善に努める。

4 推進週間

学期末、長期休業日、年末等がせまる時期に合わせて週間を設定することにより、不祥事の発生につながるリスクを職場全体で見直す機会とし、各所属における研修や啓発活動等の重点的実施期間とする。

(1) 実施時期

- ① 名称 『夏のコンプライアンス推進週間』
期間 7月1日～7日
- ② 名称 『冬のコンプライアンス推進週間』
期間 12月1日～7日

(2) 実施方法

- ① 各所属
研修や啓発活動を重点的に実施し、意識向上と不祥事の再発防止に取り組む。
- ② コンプライアンス推進室
啓発用ツール（リーフレット等）の配布等によって、推進週間の周知を行う。

5 啓発用ツール

(1) 「信頼回復に向けて～教職員の不祥事防止マニュアル～」
主に、管理職が不祥事防止に活用し、事例研究等の資料を研修に利用する。

(2) 「コンプライアンスハンドブック」
各所属へ電子ファイルを提供して、基本研修にテキストとして利用する。

(3) ポスター、リーフレット
各所属の啓発活動に使用できるよう作成を検討する。

平成21年度コンプライアンス推進計画書

所属名

推進責任者
職・氏名

1 推進員及び研修担当者

推進員 職・氏名	
研修担当者 職・氏名	

2 本年度の推進目標

本年度の推進目標

3 本年度の重点取組事項

①
②

4 活動計画

(1) 研修・啓発活動等の活動計画

実施日または 実施期間	活動の 種類	実施 形態	内 容

(2) 推進週間の活動計画

実施期間	活動の 種類	実施 形態	内 容
7月1日～ 7月7日			
12月1日～ 12月7日			

※活動の種類、実施形態については、次の①～⑥の番号を記入する。

<活動の種類>

- ① 基本研修
- ⑤ 啓発活動
- ② 事例研修
- ⑥ その他
- ③ リスク点検研修
- ④ 地域体験研修

<活動の実施形態>

- ① 全体研修
- ② グループ研修
- ③ グループリーダー研修
- ④ その他

※推進週間の活動計画は、(2) の表のみに記入する。

※必要に応じて、記入欄を増やす。

平成21年度コンプライアンス推進報告書

所属名 _____

推進責任者
職・氏名 _____

1 記入者

職・氏名	
------	--

2 実施内容

(1) 研修・啓発活動等の活動内容

実施日または実施期間	活動の種類	実施形態	内 容

(2) 推進週間の活動内容

実施期間	活動の種類	実施形態	内 容
7月1日～7月7日			
12月1日～12月7日			

3 本年度の活動内容に関する評価

（評価欄）

4 次年度への課題

（課題欄）

※活動の種類、実施形態については、次の①～⑥の番号を記入する。

＜活動の種類＞

- ① 基本研修
- ② 事例研修
- ③ リスク点検研修
- ④ 地域体験研修
- ⑤ 啓発活動
- ⑥ その他

＜活動の実施形態＞

- ① 全体研修
- ② グループ研修
- ③ グループリーダー研修
- ④ その他

※推進週間の活動内容は、(2)の表のみに記入する。

※必要に応じて、記入欄を増やす。

【コンプライアンス研修資料】

コンプライアンス意識の醸成と実践的対応力の養成をめざして

1 コンプライアンスとは

- 一般的には「法令遵守」と訳されますが、法令や規則だけにとどまらず、社会の規範やルール、マナーまで含めて遵守すること、それによって児童・生徒や保護者、地域住民等の期待にこたえることです。
- 社会人として、生涯を通した行動規範になります。日常の業務遂行で求められる行動規範を改めて確認するとともに、そのよりどころとなるものを明確にする必要があります。
- 法令等を遵守することだけでなく、社会の目線にかなうことが求められます。誰（児童・生徒、保護者、地域住民等）に対しても、説明責任（アカウンタビリティ）を果たせることが大切です。

2 コンプライアンス推進の取組がめざすこと

- 教職員一人ひとりは、県民の信頼を損なう事案（飲酒運転、体罰、信用失墜行為等）の発生の根絶をめざし、公務員としての使命を自覚して、自信と誇りをもって職務を遂行できるようコンプライアンス意識の醸成に取り組みます。
- 各所属では、日常的に教職員間の情報交換（報告・連絡・相談）や活発なコミュニケーションが図れる環境づくりを進め、コンプライアンスリスクの情報共有や不祥事防止対策を組織的に行える態勢づくりをめざします。
- 各所属では、教職員一人ひとりの意識向上に合わせて、コンプライアンスの観点から業務遂行や組織運営についての点検・改善を行い、より一層県民の信頼にこたえられる質の高い教育活動の提供につなげます。

3 コンプライアンス意識の点検

- 直面している問題について、「問題にならないだろうか?」「本当に大丈夫だろうか?」と首をかしげる意識（疑問）をもつことができるか。
→リスクはどこにでもあり、絶対になくならないとの認識が必要です。
- 職場の疑義事項をうやむやにしていないか。
→「前からやっている」「よそでもやっている」という判断は危険です。
→「ちょっと変だな」と思ったら報告・連絡・相談ができる「風通しの良い職場」を作りあげることが、違法行為や不正行為の防止につながります。
- 社会的責任または道義的責任の視点で、問題を捉えようとしているか。
→「法的」に問題がなくても、それだけで済まないことがあります。

- 違法行為を行った結果、自分自身と家族、組織（職場）に降りかかる結末を自覚しているか。
→処分（懲戒免職、停職等）によって失うものの大きさを常に意識しておくことが必要です。
- コンプライアンスは、組織の危機管理につながるという意識があるか。
→「知識」はあっても「コンプライアンス意識」が欠如すると、違法行為につながる現実があります。

4 コンプライアンスリスクの点検と不祥事防止

- 潜在リスクの掌握
→各所属で、法令違反等につながる潜在リスクの洗い出し、分析を行います。
 - ・潜在的な法令違反リスクの確認
 - ・潜在的な社会規範逸脱リスクの確認
 - ・過去の不祥事や問題のあった業務の確認
→「リスクの芽」は「ヒヤリとしたこと・ハットしたこと」にあります。
→組織全体で点検作業を行うことによって、教職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上につなげます。
- 予防策の立案
→職場の中で、「リスクの芽（ヒヤリ・ハット）」の情報を共有することが、不祥事防止対策に役立ちます。
→「リスクの芽」の段階で潰すための対策を、各所属ごとに立案します。
→この作業を通して、報告・連絡・相談が円滑に行える態勢を整えます。

5 研修・啓発活動の継続的な実施

- コンプライアンス研修の充実
→総合教育センターの各種研修でコンプライアンス研修を実施します。
 - ・初任者研修等
→所属ごとの研修を計画的に実施します。
 - ・法令、規則などの遵守や基本的な倫理に関する研修
 - ・過去の不祥事の事例研究を行う研修
 - ・リスクの確認を通して、不祥事防止対策を検討する研修 等
- 啓発活動の充実
→推進週間の実施によって、全県的な取組を推進します。
 - ・『夏のコンプライアンス推進週間』 7月1日～7日
 - ・『冬のコンプライアンス推進週間』 12月1日～7日
→啓発用資料の配布等によって効果を高めます。
 - ・リーフレットの配布等による啓発
- 継続的な改善・見直し
→研修や啓発活動の内容を常に見直す姿勢が求められます。PDCA サイクルを活用して継続的な改善に取り組みむことが重要です。